

# 評価者更新講習が始まります

評価者資格の有効期間と受講資格をご確認の上、計画的に受講してください。

## 1. スケジュール

| 令和 8 年度 | 初回及び更新講習の申込期間                          |
|---------|----------------------------------------|
| 第 1 回   | 2026 年 12 月 23 日(水)～2027 年 1 月 20 日(水) |
| 第 2 回   | 2027 年 3 月 23 日(火)～2027 年 4 月 20 日(火)  |

- ・ 令和 9 年度の申込期間については、未定です。
- ・ 受講期間は、各回とも申込完了日から 20 日間です。期日を超えると、再申込(有償)となります。

## 2. 申込方法

更新を迎える対象者に各回の申込開始日にご案内のメールをお送りします。

また、各回の申込締切 7 日前にもリマインドメールをお送りします。

申込方法 1 更新案内のメールのリンク先から申込み

申込方法 2 HP より申込み <https://www.kanrikyo.or.jp/evaluation/e-learning/>

## 3. 講習内容/受講料

- ・ 受講形式：e ラーニング（講義動画視聴後の確認テスト形式）
- ・ 2027 年 4 月施行の新基準に対応した内容を反映
- ・ 受講料：3,500 円（税込）

## 4. 受講料納付法

- ・ クレジットカード決済
- ・ コンビニ決済

## 5. 更新後の有効期限

- ・ 有効期限内に修了した場合、更新講習修了後に従前の有効期限から 5 年間延長されます。

## 6. 評価者資格の有効期限切れの扱い

有効期限が切れた場合、評価サイト上での評価業務（マンションの新規登録・年次更新等）が行えません。  
申込期間中に申し込みを完了し、受講してください。

## 7. 受講資格

次のいずれかに該当し、かつ評価者資格の有効期限まで残り 6 か月以内の方に限ります。

- ・ 管理業務主任者：現に有効な主任者証の交付を受けている方
- ・ マンション管理士：マンション管理士の登録をしている方

## よくある質問

---

### Q1. 更新講習の案内メールは、どこに届きますか？

A1. 評価者サイトにご登録いただいているメールアドレス宛に送信されます。

---

### Q2. 更新講習はいつから受講できますか？

A2. 評価者資格の有効期限の 6 か月前から申込みが可能です。ご自身の有効期限をご確認のうえ、お申込みください。

---

### Q3. 有効期限前に受講すると、有効期間が短くなりますか？

A3. 短くなりません。更新講習を有効期限前に修了した場合でも、有効期限は従前の有効期限から 5 年間延長されます。

---

### Q4. 申込後はいつまでに受講する必要がありますか？

A4. 決済完了日から 20 日以内に受講を完了してください。期間を過ぎた場合は再度お申込みが必要となります。

---

### Q5. 有効期限が切れてしまった場合はどうなりますか？

A5. 有効期限が切れると、評価サイトでの評価業務（マンションの新規登録や年次更新等）ができなくなります。

なお、失効後に受講した場合は、修了の翌日から資格が有効となり、評価業務を行うことができます。

---

### Q6. 更新講習はどのような形式ですか？

A6. e ラーニングによるオンライン講習です。動画講義の受講後、確認テストを受けていただきます。

---

### Q7. 更新案内メールが届かない場合はどうすればよいですか？

A7. 評価者資格の有効期限まで 6 か月以内の方にのみ、案内メールをお送りしています。6 か月以上ある場合は、対象時期になり次第お送りします。

対象期間内にもかかわらずメールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。ご確認くださいいても見当たらない場合は、HP の申込ページより直接お申込みください。

---

### Q8. 管理業務主任者証の有効期限が切れている場合でも受講できますか？

A8. 受講することができません。受講資格は、現に有効な管理業務主任者証の交付を受けている方、またはマンション管理士として登録されている方に限られます。

---

### Q9. ログイン ID とパスワードが分かりません。

A9. ・更新講習は、初回受講時に登録した既存のアカウントでログインします（新規登録はできません）。

・ログイン ID は、各回の申込開始日にお送りする「更新講習案内メール」に記載しています。

・ログイン ID ・パスワードが不明な場合は、申込画面の「ログイン ID / パスワードを忘れた方はこちら」から再設定できます。

---

## お問合せ先

---

マンション管理適正評価制度事務局

[h-contact@kanrikyo.or.jp](mailto:h-contact@kanrikyo.or.jp)